平成30年度 授業シラバスの詳細内容

科目名(英)	民法ＩＢ(Civil LawＩＢ)			授業コード	E033151
担当教員名	松下　乾次			科目ナンバリングコード	E20507
配当学年	2	開講期	後期		
必修・選択区分	選択必修	単位数	2		
履修上の注意または履修条件	民法ＩＡ、ＩＢいずれから履修しても構いません。				
受講心得	配付資料(冊子)を必ず持参して下さい。授業内容(スライド)と自習内容からなるノートを作成してください。				
教科書	授業で指示します。				
参考文献及び指定図書	内田貴『民法Ｉ　総則・物権総論　第4版」(東大出版会)、内田貴『民法Ⅲ　債権総論・担保物権第3版』(東大出版会)。その他、講義で指示します。				
関連科目	民法ＩＡ、民法Ⅱ、その他法律科目。				

授業の目的	モノが安定かつ自由な移転を保障するために、所有権がどのように制度化されているかを学びます。また、貸金債権の担保回収の基本制度を学習します。
授業の概要	民法ＩＢは、「物権法」を扱います。まず、基本的原則の説明では、物権法・所有権法の意義(社会的機能)をっ学習します。とくに、契約自由(市場の自由)との関係です。不動産を中心に契約が有効に成立した後(例えば競争相手が同じものを求めて同じ契約がなされたとき、誰もののであるか(＝所有権者)を確定します。これに関する制度を学習します。民法は基本的に市場においてモノとカネが交換される過程を対象にします。物権法もまた、カネの流れる過程も制度化しています。いわゆる金融法の基礎の部分です。

○授業計画	
学修内容	学修課題(予習・復習)
第１週：　物権法とは　民法ＩＢガイダンス 民法ＩＢ「物権法」とは。その概略を紹介します。そのなかで本講義の目的と到達点を理解してもらいます。また、民法全体を概説します。民法ＩＡを履修していないことを前提として、民法の基本原則、民法の全体像(契約締結から終了に至る各段階での紛争処理制度)を見ます。	配付資料(冊子)の該当箇所を予習復習する(1h2h)。 ノートを整理し、復習する。 毎回キーワード確認の小テストを実施する。
第２週：　民法の全体像　基本原則 民法の全体像。前回に続き民法とは何か、とくに基本原則を理解します。 物権法の意義、私権における物権と債権の意義を見ます。売買契約では、まず売主、買主双方に要求する権利が発生します(代金請求等)。これが債権です。そして、売買の対象となる物が買主に移転し、しかも移転した物に他人が妨害してきたとき、これを排除できる権利、すなわち所有権自体の移転が必要です。これが、物権です。	配付資料(冊子)の該当箇所を予習復習する(1h2h)。 ノートを整理し、復習する。 毎回キーワード確認の小テストを実施する。
第３週：物権の意義と効力 物権法の意義と効力。物権は、他人の妨害を排除する内容を持つ「支配権」です。所有権絶対の原則と深く関係し、強力な内容の権利となっています。これに対して、債権は契約自由の原則と関係し、「請求権」を中心とする弱い権利です。債権どうしでは平等・並存の関係にあるのに対して、物権は、他の物権・債権に優先的効力を持ちます。	配付資料(冊子)の該当箇所を予習復習する(1h2h)。 ノートを整理し、復習する。 毎回キーワード確認の小テストを実施する。

第 4 週 ： 物権変動―1 物権変動。所有権の移転の要件と時期の問題です。債権は、契約合意・意思だけで生じます。そして所有権も、日本の民法典は意思だけで生じるとします（176条）。登記移転、代金支払いがまだでも、買主が所有権者だというのです。これでは、買主が複数登場すると買主どうしの関係（対抗関係）はどうなるのでしょうか？日本民法は土地の売買なら買主のいずれが先に登記を移転したのかで決します（177条）。	配付資料（冊子）の該当箇所を予習復習する（1h2h）。 ノートを整理し、復習する。 毎回キーワード確認の小テストを実施する。
第 5 週 ： 物権変動―2 対抗関係（177条）の適用範囲。登記の先後で所有権がいずれにあるのかを決する関係は、二重売買以外にもあります。契約が取消し、解除されたが、登記を戻さず買主にあった。それを奇貨として買主が第三者に転売した。元の持ち主＝売主と第三者との関係はどうなるか？いずれが所有権者か？また、取得時効、相続の場合にも同じ問題があります	配付資料（冊子）の該当箇所を予習復習する（1h2h）。 ノートを整理し、復習する。 毎回キーワード確認の小テストを実施する。
第 6 週 ： 登記 登記手続、効力。登記で決するといっても、そもそも日本の登記はどのような効力を持つのか。土地登記簿は、土地の現況（場所、面積、利用状況等）、所有権者および賃借人等その利用者が記載されます。当該土地に関する重要な事項が「公示」されているのです。登記には、公示（力）、対抗（力）、権利推定（力）があります。では、登記簿上の所有権者の名義を信頼して契約を結んだ者は保護されるのでしょうか？この信頼できる力が「公信力」です。しかし、日本の登記には公信力はありません。	配付資料（冊子）の該当箇所を予習復習する（1h2h）。 ノートを整理し、復習する。 毎回キーワード確認の小テストを実施する。
第 7 週 ： 占有権―1 占有権。まず事実上の支配が権利として制度化された「占有」を見ます。占有を保護するため、妨害を排除する内容の権利を持ちます。また、本来の所有者との利益調整の制度も置かれています（費用償還等）。	配付資料（冊子）の該当箇所を予習復習する（1h2h）。 ノートを整理し、復習する。 毎回キーワード確認の小テストを実施する。
第 8 週 ： 占有権―2 占有移転、占有と果実取得、即時取得を見ていきます。	配付資料（冊子）の該当箇所を予習復習する（1h2h）。 ノートを整理し、復習する。 毎回キーワード確認の小テストを実施する。
第 9 週 ： 所有権―1 所有権。物権の中心は、もちろん使用・収益・処分を完全に持つ所有権です。絶対的な権利といっても、所有権者どうし利益が衝突した場合はそれを調整しなければならない（相隣関係における境界線の問題等）。また、近代所有権法は、モノが自由に移転するため、所有権の「単純化」を要請します。複雑な所有形態を嫌います（一物一権主義）。二以上の所有物が分離不可能になった場合に、一つの所有物として扱う「添付」の制度があります。	配付資料（冊子）の該当箇所を予習復習する（1h2h）。 ノートを整理し、復習する。 毎回キーワード確認の小テストを実施する。
第10週 ： 所有権―2	

所有権。所有権の「単純化」の要請がもっとも端的に現れるのは、共同所有の問題です。モノの自由な移転を阻害する複雑な所有形態を嫌う民法がまず承認した共同所有が、「共有」です。各共有者に持分権、分割の自由も認めるもっとも緩やかな共同所有です。しかし、現代社会では多様な共同所有が必要です。分譲マンションは、各部屋の所有者（区分所有権者）が一個の建物を共同所有しています。全員の同意がなければ建替えができないのでは困ります。特別法による規制が必要となります。	配付資料（冊子）の該当箇所を予習復習する（1h2h）。 ノートを整理し、復習する。 毎回キーワード確認の小テストを実施する。 レポート課題「近代所有権法の意義」を提出。
第11週： 用益物権 利用権的な物権として（用益物権）、地上権があります。また、他人の土地の便益を享受する地役権があります。債権である賃借権と比較して、権利内容の相違、歴史的あるいは今日の現実の利用状況を見ていきます。	配付資料（冊子）の該当箇所を予習復習する（1h2h）。 ノートを整理し、復習する。 毎回キーワード確認の小テストを実施する。
第12週： 担保物権ー1 担保物権。債権の確保（貸したお金を確実に回収）のための制度が、物権法にあります。単なる債権では、債務超過の場合に全額を回収できない（債権者平等の原則）。そこで、物権の優先的効力を利用して優先的に回収するため担保物権があるのです。	配付資料（冊子）の該当箇所を予習復習する（1h2h）。 ノートを整理し、復習する。 毎回キーワード確認の小テストを実施する。
第13週： 担保物権ー2 抵当権。代表的な担保物権である抵当権を通して、金融に関して民法がどういう立場を採っているのかを学んでいきます。抵当権では、土地を担保としてお金を借りたが、返さないために競売にかけられることになった。土地に付属するものがどこまで競売の対象となるかが問題です。拡大される傾向にあります（本来別途に取引されるものでも、ガソリンスタンドの土地上の給油施設）。この傾向は、抵当権者に有利に働く。その狙いは、債権者の権利を拡大することであって、めぐりめぐって貸しやすい（必要な人に融資が向かうような）環境を作るためです。	配付資料（冊子）の該当箇所を予習復習する（1h2h）。 ノートを整理し、復習する。 毎回キーワード確認の小テストを実施する。
第14週： 担保物権ー3 抵当権。さらに抵当権の権利拡大は、競売妨害者として現れる「濫用的短期賃貸借者」に対する抵当権者の妨害排除請求権を承認するところまで進んでいます。また、現行民法典は、抵当権付不動産の購入者（第三取得者）の保護に厚すぎます。これを含めた担保法の改正の動きがあります。 抵当権以外の担保物権。民法に規定されなかった担保物権として、仮登記担保、譲渡担保および所有権留保があります。その特徴は、お金を返さないなら、所有権を譲り受けるなり、あるいはいったん手中にした所有権を手放さないことによって、強力な担保権を持たせることです。	配付資料（冊子）の該当箇所を予習復習する（1h2h）。 ノートを整理し、復習する。 毎回キーワード確認の小テストを実施する。
第15週： 総復習 債権総則における担保制度・総復習。キーワードの再確認。	配付資料（冊子）の該当箇所を予習復習する（1h2h）。 ノートを整理し、復習する。 毎回キーワード確認の小テストを実施する。 レポート課題「担保物権法の意義」を提出。
第16週： 期末試験	

授業の運営方法	（1）授業の形式	「講義形式」
	（2）複数担当の場合の方式	
	（3）アクティブ・ラーニング	

地域志向科目	該当しない
備考	欠席した場合は、まず配付資料を参考に自習し、ノートを提出します。

○単位を修得するために達成すべき到達目標	
【関心・意欲・態度】	市民社会、市場の原理を表現した民法を学習し、身近な法関係（民法ＩＢでは不動産と所有権を中心に）を考えていく。
【知識・理解】	物権法（不動産と所有権）の重要語、キーワードを理解する。
【技能・表現・コミュニケーション】	物権法（不動産と所有権）の全体像を理解し、簡潔に説明することができる。
【思考・判断・創造】	民法、物権法の思考に慣れる。

○成績評価基準（合計100点）			合計欄	0点
到達目標の各観点と成績評価方法の関係および配点	**期末試験・中間確認等（テスト）**	**レポート・作品等（提出物）**	**発表・その他（無形成果）**	
【関心・意欲・態度】 ※「学修に取り組む姿勢・意欲」を含む。		**10点**		
【知識・理解】 ※「専門能力〈知識の獲得〉」を含む。	**60点**			
【技能・表現・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ】 ※「専門能力〈知識の活用〉」「チームで働く力」「前に踏み出す力」を含む。	**20点**			
【思考・判断・創造】 ※「考え抜く力」を含む。		**10点**		

（「人間力」について）

※以上の観点に、「こころの力」（自己の能力を最大限に発揮するとともに、「自分自身」「他者」「自然」「文化」等との望ましい関係を築き、人格の向上を目指す能力）と「職業能力」（職業観、読解力、論理的思考、表現能力など、産業界の一員となり地域・社会に貢献するために必要な能力）を加えた能力が「人間力」です。

○配点の明確でない成績評価方法における評価の実施方法と達成水準の目安	
成績評価方法	**評価の実施方法と達成水準の目安**
レポート・作品等（提出物）	主要論点を指示し、その理解度で評価する。
発表・その他（無形成果）	